

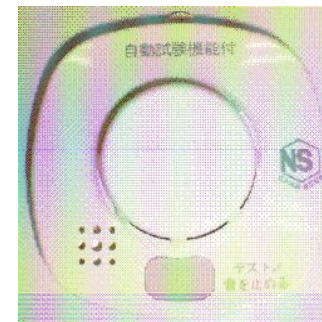


最新の賃貸経営お役立ち情報

USAGI通信

2009.9.24 No.446

住宅用火災警報器 取り付けはお済みですか？



未設置の賃貸住宅は2011年6月1日からは消防法により設置義務違反になります。また、未設置で火災等による被害が生じた場合、貸主・オーナーに民事上の責任が生じる可能性があります。要注意です！

設置期限が近づいています。すぐに対応されることをおすすめします。弊社で設置をご委託いただいた場合、全戸一斉取付けに際して入居者への文書投函等の作業もあわせて行います。



リフォーム & 原状回復

COM GHコミュニティ

TEL:075-464-0202

「USAGI通信はメールでの送信も可能です。メールでの送信をご希望の方は、弊社ホームページ<http://3215.co.jp/>からメールアドレスをお知らせ下さい。」